

決裁・供覧

件名	文書回答事案事績整理票 (B2021-049)		文書番号	
伺 い 文	件名のことについて、決裁文書案に添付した文書回答事案事績整理票のとおり、 取下書が提出された旨報告します。 (決裁参考) 本件は、に麻布署へ提出されたからの「取引等に係る税別紙3参照			
起 案	起案日		受付日	
	部署	国税庁 東京国税局 課税 第一部 審理課	決裁	決裁処理期限日
	起案者	玉井 敏和		決裁日
	連絡先			施行処理期限日
分 類 名 称	大分類	共通 (課税関係)	施 行	施行日
	中分類	文書回答関係書類		施行先
	名称 (小分類)	【】文書回答事案 【電子】		施行者
取 扱 区 分	秘密区分		格付け	機密性格付け
	秘密期間終了日			2
	指定事由		格付け	取扱制限
				保存
				10年
				保存期間満了時期
決 裁 ・ 供 覧 欄	東京国税局 課税第一部 審理官 赤壁 隆司 (審理官) 【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 鈴木 敏子 (総括主査 (国税実査官)) 【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 橋場 良江 (主査 (国税実査官)) 【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 濱田 麻莉 (国税実査官【局】) 【済】			
備 考 欄				

別紙3

務上の取扱い等に関する事前照会」(暗号資産の発行及び発行した暗号資産により決済を行う取引に係る税務上の取扱いについて)について、照会者から取下書が提出されたものである。

伺い文(別紙)

(様式1-1)

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

(起案日 [redacted])

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係長	係員
	決裁日(. . .) 審理課						
	決裁日(. . .) 課						
整理番号	B2021-049						

局名	東京局 審理課	関係課		担当者	
担当者	(法人) 小笠原 大輔 内線 [redacted] (消費) 濱田 麻莉 内線 [redacted]				

照会者	納税者 団体等 その他	(照会者名)	[redacted]	照会年月日	[redacted]
		(役職等)	[redacted]	審査開始日	[redacted]

【照会事項】

暗号資産の発行及び発行した暗号資産により決済を行う取引に係る税務上の取扱いについて

【照会要旨】

照会者は、[redacted] という暗号資産（以下 [redacted] という。）を自己発行 [redacted] し、当該 [redacted] について、以下の取引を行った。

このとき、照会者の課税関係としてそれぞれ以下のとおりと解して差し支えないか。

- 1 [redacted] の自己発行時点では、法人税及び消費税は課税されない。
- 2 [redacted] の一部 [redacted] について、いわゆる [redacted] 暗号資産の交換業者である [redacted] を通じて投資家に販売し、[redacted] の資金調達を行ったが、法人税法上その販売に係る収益は益金の額に、消費税法上その販売は非課税取引に該当する。

- 3 次に掲げる場合には、税務処理は不要である。
 - (1) 照会者が自己保有する [redacted] の一部を信託財産として拠出する場合
 - (2) 照会者が自己保有する [redacted] の一部を [redacted] に保管する場合
 - (3) 照会者が自己保有する [redacted] の一部を照会者に配付する場合
 - (4) 照会者が自己保有する [redacted] の一部をクロスチェーン用アドレスに異動する場合
 - (5) 照会者が自己保有する [redacted] の一部を [redacted] (*) に貸し出す場合
 - (6) 照会者が自己保有する [redacted] の一部をテスト用ウォレットに保管する場合

※ [redacted]

- 4 照会者が自己保有する [redacted] の一部を [redacted] 及び [redacted] に配付する場合には、法人税法上は益金の額及び損金の額をその配付の時の [redacted] の時価で認識する一方、消費税法上は課税の対象とならない。
- 5 照会者が自己保有する [redacted] の一部を費用の対価として支払う場合には、法人税法上は益金の額及び損金の額をその支払に係る契約時の時価で認識する一方、消費税法上は課税の対象とならない。

6 照会者が自己保有する [] の一部で照会者の株式を取得する場合には、法人税法上は益金の額及び有価証券をその取得に係る契約時の時価で認識する一方、消費税法上は課税の対象とならない。

7 照会者が期末に自己保有する [] については、法人税法上時価評価は不要であり、消費税法上は課税の対象とならない。

【処理てん末】

照会者に対し、上記【照会要旨】7の照会者が期末に自己保有する [] に係る法人税法上の時価評価について、 [] 旨伝えたところ、照会者から [] に取下書が提出されたため、本照会の審理を終了する。

処理年月日	[]	処理態様	文書回答・ <input checked="" type="checkbox"/> 非文書回答	(口頭回答=有・ <input type="checkbox"/> 無)	局 WAN	要・ <input type="checkbox"/> 否
-------	-----	------	---	--------------------------------------	-------	-------------------------------